

第 3 4 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成31年 2月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

以下の情報の電子データ

- 1 「指導が不適切な教員の認定等に関する規則」等に基づく、2018年12月以降の
 - ①校長からの「申請」にかかる書類一式（「意見書」を含む）
 - ②校長からの「指導力向上研修教員に係る研修報告書」一式
- 2 「指導が不適切な教員の認定等に関する規則」等に基づく、2018年度の判定会議の
 - ①会次第、すべての配付文書（1の文書を除き、回収されたものを含む）
 - ②出席委員の職名・氏名及び市教委事務局職員の職名・氏名がわかるもの
 - ③管理主事・指導主事・指導員等が作成・提出したすべての文書
 - ④判定結果とこれに基づく市教委の決定内容と決定通知書、その他決定に関するすべての文書（1の文書を除く）
- 2 同年 3月 8日、実施機関は、本件公開請求に対して、「指導改善（特別・校内）研修員にかかわる研修報告書」（以下「本件行政文書」という。）を特定し一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行うほか、「平成30年度 指導が不適切な教員に係る判定会議 会議録」を特定し、一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 令和元年 6月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分の他にも処分を行っているが、本件審査請求は、本件処分を特定して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書には、指導が不適切な教員の氏名、年齢、所属校及び特別研修の内容等のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

(2) 本件行政文書には、指導が不適切な教員の特別研修にかかる校長の評価や所見及び研修における状況や成果が記載されており、これらの情報は、人事管理に係る事務に関するものであり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 5 号エに該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 指導改善研修（以下「本件研修」という。）について

本件研修は、指導が不適切な教員と認定された教員（以下「本件研修受講者」という。）に対して実施される研修であり、この研修に参加を命ぜられることは、多くの教員にとって不名誉なものと捉えられている。

そのため、本件研修受講者の所属校の管理職も校内の同僚教諭らに具体的な研修名を開陳しないなど、当該受講者の心情に配慮するなどしている。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号について

ア 「本件研修に参加した事実」は、指導が不適切な教員として認定されたことが明らかになるという点で、通常他人に知られたくない情報と認められ、かつ、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものである。

イ 本件行政文書には、実際に本件研修受講者が行った研修の事実が記載されている。そのうち、校内研修は、実際の授業参加を通じた当該受講者の児童等への関わりを評価するものである。それゆえ、当該授業での

ふるまいなどの情報を持つ者には、該当者を特定できるおそれがあり、また、そこまでの情報を持たないとしても、授業の時限や単元などの情報から該当者を特定できるおそれもある。

ウ 上記イのおそれは、他の個人情報に比して、個人の特定性が低いことは承知しているが、本件研修受講者が特定された場合に個人が受ける不利益は極めて大きく、また、一定該当者の情報を類推できる者も存在する具体的事情もある。

エ 本件行政文書を、個人が特定できないような簡素な内容にするなどの対応も考えられるところであるが、具体性を欠いた記述になれば、本件研修受講者の指導力向上という本件研修の本来の目的を達しえないため、適当ではない。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 5 号エについて

ア 本件研修は、上記(1)のとおり、本件研修受講者にとって非常に重大な意味を持ち、当該研修の成果や状況により分限免職処分等に繋がったり、人事配置上の配慮がされたりする可能性があるものである。そのため、当該研修の状況や成果、所見にどのような記載がされているかということは、当該受講者にとって極めて重大な関心事である。

イ したがって、本件研修の状況や成果及び所見等が公にされることとなると、当該研修の評価者が、本件研修受講者との軋轢を避けようと、無難な表現をしたり、婉曲な記述をしたりする等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 上記イの事情は、従来においても包含されていたが、本件研修の評価者の実際の意見及び懸念や、過去に本件研修受講者となった教員が、行政文書公開請求を行う等、昨今の制度周知の状況から、行政運営上の支障が具体的かつ現実的なものになっていると判断したのである。

エ 本件研修の内容等を明らかにすることは、上記(2) イ及びウのとおり、本件研修受講者を識別可能にするおそれがあるが、そのような場合、教員としての活動にも支障が予想される。

児童生徒やその保護者に、担任教員が当該受講者であったという事実が明らかになった場合、保護者が当該教員に対して不満や不安を持つこ

とが容易に想像でき、学校運営上も多大な困難が生じる。

オ また、教員の指導効果を上げるためには、教員と児童生徒・保護者らとの信頼関係が必要であるところ、当該教員が本件研修受講者であったという事実が明らかになった場合、信頼関係はおおよそ望めず、指導効果の減少が予想される。

このような事態は、本件研修の本来の機能を損なうものと言わざるを得ない。

(4) 本件行政文書と同様の文書に対する従来処分からの見直しについて

ア 実施機関は、過去に本件研修受講者となった教員のうち、幾人かについて、特定の職員団体から加入の勧誘を受けた旨、聞き及んでいる。

イ 所属する学校等の制度上やむを得ない範囲を超えて、本件研修受講者を特定できる状況が疑われる以上、従来の公開方法では、教員個人の権利利益を守れないと考えざるを得ず、見直しに至った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

平成30年 3月 7日付通知書29教教第1031-2号で一部公開されたレベル（基本的には所属校・氏名のみ非公開）の公開とするべきである、との裁定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、15年以上にわたって、本件行政文書と同様の文書を公開請求してきたが、本件処分は、昨年度までと異質のいわゆる「海苔弁」状態であり、実質的な非公開というべきものである。

(2) 本件処分では、条例第 7条第 1項第 1号に加えて、同項第 5号エ該当を挙げているが、本件行政文書と同様の文書は、従来から基本的に公開されており、今回追加された理由は挙げられていなかったし、人事管理事務に何らかの支障が生じたとも聞いたことがない。

平成22年に行政文書公開請求によって一部公開された文書は、氏名・所属等を除いて、指導・研修の状況・成果、指導員の所見について、ほぼ全

面的に公開している。これ以後、平成30年まで同様であったが、この間に何らかの行政運営上の支障が起きたのか。実施機関からは具体例が示されていない。

- (3) 平成31年 3月に、教育委員会事務局総務課調査係長に、対応の変更及び理由の追加について問い合わせたが、「見直しをした」の一点張りで、見直しの理由については説明されなかった。

また、令和元年 6月に、教育委員会事務局総務課調査係の新しい係長に同様の問い合わせをしたが、見直しの理由に関しては、「社会の変化もあって…」といった漠然とした返答であり、納得できない。

- (4) 本件研修を受けることは、教員にとって大変不名誉なことであり、不利益を被ることになりかねないため、審査請求人と審査請求人が所属する職員団体（以下「職員団体 A」という。）は、本件研修制度に反対である。

- (5) 審査請求人と職員団体 Aは、本件研修制度のスタート時から、行政文書公開請求や様々なルートからの情報をまとめて、本件研修受講者と接触し、合意に至れば、職員団体として支援してきた。ただし、当該受講者が、本件研修の受講を納得していると判断される場合は、接触は見送った。

支援をしてきた教員に「不利益」をもたらしたことはなく、それどころか感謝されてきた。当該受講者が特定されたら、不利益が極めて大きいとする実施機関の主張には根拠がない。本件研修の課題について相談に乗る等、かえって本件研修制度に貢献してきたようなものである。

不利益が大きいのは、校長によって、本件研修の候補者に挙げられることそのものである。

- (6) 過去に本件研修受講者に対して、パワーハラスメントのような発言をした研修指導員もあり、そのような指導員は、無難・婉曲な評価記述などするはずがない。

- (7) 実施機関は、上記第 3 2(3) エのように主張するが、保護者等から苦情が寄せられ、これが直接の契機となって本件研修の候補者へのコースが作られるケースが多いのが現実である。

- (8) 上記第 3 2(3) ウの昨今の制度の周知状況に係る実施機関の主張は、全く理解できない。

(9) 実施機関は、随所で「可能性」「おそれ」「支障を生じさせる強い懸念」「疑われる」を繰り返しているが、具体的な事実は何ひとつ示されていない。

(10) 実施機関は、過去に公開請求を行った文書の中で、本件研修受講者の氏名を公開している。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件行政文書に記載された本件研修受講者の氏名、生年月日、年齢、所属校名及び所属校長の氏名（以下「本件情報①」という。）、並びに本件研修受講者の勤務状況、教育活動状況、校務分掌、対人関係の状況、本件研修の状況、成果、所見及び評価（以下「本件情報②」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件情報①及び②が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件研修は、指導が不適切な教員の認定等に関する規則（平成20年教育委員会規則第 8 号。以下「本件規則」という。）第 6 条に基づき、実施機関が、指導が不適切な教員と認定を受けた教員に対して、当該教員の能力、適性等に応じて、実施する研修である。

(2) 指導が不適切な教員とは、本件規則第 2 条において、疾病以外の理由により、学習指導、生徒指導、学級経営等において指導力が不足しているた

め又は意欲若しくは使命感が乏しいため児童等を適切に指導することができない教員のうち、本件研修によって指導の改善が見込まれる者と定義されている。

(3) 本件研修の実施については、以下のとおり本件規則に定められている。

ア 校長は、所属の教員が、指導が不適切な教員に該当すると思われる場合は、当該教員に対し、指導し、及び観察することを予告するとともに、その旨を実施機関に報告する。

イ 校長は、上記アによる指導及び観察を行った結果、当該教員が、指導が不適切な教員に該当すると判断した場合は、指導の観察記録その他の客観的事実に基づき、指導が不適切な教員の認定を実施機関に申請する。

ウ 上記イの申請があった場合、実施機関は、判定会議の意見を聴いた上で、指導が不適切な教員の認定を行い、その結果を、校長を経由して、当該教員に通知する。

エ 実施機関は、本件研修に関する計画書を作成し、これに基づき、本件研修を実施する。

オ 校長その他本件研修の実施に関する事務を担当する者（以下「研修事務担当者」という。）は、本件研修の実施状況についての記録を作成する。

また、実施機関が必要があると認めるときは、研修事務担当者に対し、本件研修の実施状況を報告させることができる。

(4) 本件行政文書は、上記(3) オの際に、本件研修受講者の所属校長が作成し、実施機関あてに提出した、本件研修の研修報告書である。

本件行政文書には、当該受講者の氏名等の本件情報①のほか、勤務状況及び本件研修に対する評価等の本件情報②が記載されている。

(5) なお、本件行政文書に記載された、本件研修受講者の勤務状況、対人関係の状況、本件研修の状況及びそれに対する評価等の本件情報②は、渾然一体として記述されており、明確にはそれらを区分することができないことが認められる。

4 本件審査請求と関連する別件処分について

当審査会の調査によれば以下の事実が認められた。

(1) 審査請求人は、平成30年 2月23日に、実施機関に対して公開請求を行っているが、同年 3月 7日、実施機関は「指導改善（特別・校内）研修員にかかわる研修報告書」（以下「別件行政文書」という。）等を特定し、一部公開決定（以下「別件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(2) 別件行政文書は、本件行政文書と同様の本件研修の研修報告書であり、本件行政文書とは、年度及び研修受講者が異なるものの、記載されている情報は、上記 3(4) のとおりである。

なお、別件処分においては、本件情報①は条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして、非公開とされているが、本件情報②は公開されていることが認められる、

5 本件情報①及び②の条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報①及び②が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることと定めるものである。

なお、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開とすることとしている。

(2) 本件情報①は、本件研修受講者の氏名及び生年月日等、特定の個人を識別することができ、通常他人に知られたくないと認められるものである。

(3) 本件情報②は、本件研修受講者の勤務状況、対人関係の状況、本件研修

の実施状況及びそれに対する評価等であり、当該受講者の個人に関する情報であると認められる。

- (4) 実施機関は、上記第 3 2(2) イのとおり、本件情報②を公にすれば、本件研修受講者を識別できると主張するが、実際に本件情報②から当該受講者を識別することは困難と認めざるを得ず、少なくとも一般人を基準として、通常の方法により入手し、又は入手し得る情報との照合の結果、当該受講者を識別できることが相当程度の確実性をもっていえるほどとまでは認められない。
- (5) 一方で、条例は、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合は、個人情報として非公開とすることとしているため、本件情報②を公にした場合、本件研修受講者を識別できなくてもなお、その権利利益を害するおそれがあるか否かについて検討する。
- (6) 本件行政文書を見分したところ、本件研修受講者が、児童生徒を適切に指導できない状況や、当該受講者の本件研修への取り組みの姿勢及びそれらに対する評価等、当該受講者に係る固有の事情が具体的かつ詳細に記載されている。そのため、本件情報②は、個人の人格と密接に関連するものであると認められる。
- (7) また、当審査会の調査によれば、本件研修の対象者となるものは年度において 1 名ないし 2 名ということであった。当該研修の内容を鑑みれば、当該研修の対象となることはかなり不名誉であり、当該研修の対象者に社会的評価に影響を及ぼすものであることが認められる。
- (8) したがって、本件情報②は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点はない。
- (9) また、本件研修受講者は実施機関の教員であることから、本件情報①及び②が本号ただし書アに該当するか否かを検討する必要があるが、上記 (7) 及び (8) のとおり、本件研修の対象者となることは、当該受講者個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる。

(10)以上のことから、本件情報①及び②は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 本件情報の条例第 7条第 1項第 5号該当性について

実施機関は、本件情報②が条例第 7条第 1項第 5号に該当すると主張しているが、上記 5のとおり、本件情報②は、条例第 7条第 1項第 1号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断しない。

7 審査請求人及び実施機関は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

当審査会において、本件行政文書及び別件行政文書を見分したところ、同様の情報に対して、実施機関の公開又は非公開に係る判断に不整合が見受けられた。

また、実施機関の主張の一部は、評価する人によっては、情報公開制度の趣旨をないがしろにしているとの評価もありうるところである。

実施機関においては、条例の趣旨を十分理解した上で、情報公開に係る事務手続きにおいて、適切に対応するよう強く要望する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 8月26日	諮問書の受理
10月 7日	弁明書の受理
11月11日	反論意見書の受理
令和 3年10月22日 (第27回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第27回第 3小委員会)	調査審議
12月 3日 (第28回第 3小委員会)	調査審議

12月24日 (第29回第 3小委員会)	調査審議
2月22日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人